

平成29年第2回北上市教育委員会定例会

1 日 時 平成29年2月15日（水） 午前10時00分

2 場 所 北上市役所5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

小 原 善 則
薄 衣 景 子
高 橋 善 郎
高 橋 きぬ代

5 説明のため出席した職員

【 教 育 部 】

教 育 部 長	阿 部 裕 子
総 務 課 長	菅 野 和 之
学校教育課長	高 橋 邦 尚
子育て支援課長	斉 藤 昌 彦
文化財課長	高 橋 博
学校給食センター所長	千 田 研 洋
鬼の館館長	高 橋 春 男
中央図書館長	高 橋 景 子

【まちづくり部】

まちづくり部長	佐 藤 秀 城
まちづくり部参事	照 井 啓 治
スポーツ推進課長	高 橋 剛
国体推進課課長補佐	武 田 明 一

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議4件が原案のとおり可決、承認された。

議案第3号 平成29年度教育行政施策の基本方針について

協議第1号 北上市立保育所条例の一部を改正する条例について

- 協議第 2 号 北上市立保育所規則の一部を改正する規則について
協議第 3 号 北上市学童保育所条例について
協議第 4 号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおりでした。

(開会 午前10時00分)

教 育 長 ただいまから「平成29年第 2 回北上市教育委員会定例会」を開催いたします。
ただいまの出席委員は 4 人であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。
日程第 1 会期の決定を行います。
今定例会の会期は本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。
次に、日程第 2 教育長事務報告に入ります。
資料は、定例会日程の次のページを御覧ください。
今定例会では、昨日、2 月 14 日 (火)「県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会について」、報告をいたします。
この会議は、毎年度 2 回開催されるもので、年度末と年度初めに開催されます。県内 33 市町村から教育委員会教育長、代理者等が出席しましたが、洋野町教育委員会からは、2 月 13 日付で麦澤教育長が任期満了で退任され、後任の方の任期が 2 月 14 日からとすることで、総務学校課長が代理出席していました。また、野田村からは、教育長職務執行者の教育委員が、陸前高田市からは教育次長が、それぞれ代理出席していました。
今回の会議では、平成 29 年度の岩手県教育委員会経営計画の素案が説明されました。また、当面する教育行政課題について意見交換するというものであります。平成 29 年度の岩手県教育委員会経営計画 (案) については、2 月定例県議会に提案される内容です。
岩手県では、平成 30 年度までの復興基本計画に基づき、第 2

期となる「本格復興期間」が平成28年度で終了し、新たに、平成29年度と30年度を第3期とする「更なる展開への連結期間」と位置づけ、取り組みを着実に進めていくこととしています。県教委としても、これと軌を一にして、学びの場の復興に全力で取り組むとともに、本県の教育復興基本計画に位置づけている「いわて県民計画」第3期アクションプランや「岩手県ふるさと復興総合戦略」に基づき、「知・徳・体」を備え、調和のとれた人間形成という教育目的の実現などを図るため、現下の課題に適切に対応しつつ、中長期的展望に立ち、時代のニーズに的確に対応しながら、学校教育や生涯学習の推進等に取り組んでいきたいとの内容でありました。

一つ目の柱として「東日本大震災津波からの教育の復興」について、4つの項目が挙げられておりました。

- 一つ、きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実
- 一つ、文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承
- 一つ、社会教育・生涯学習環境の整備
- 一つ、スポーツ・レクリエーション環境の整備

二つ目の柱には「岩手県民計画」第3期アクションプランの着実な推進」について、5つの項目が挙げられておりました。

- 一つ、学校教育の充実
- 一つ、社会教育の充実と生涯を通じた学びの環境づくり
- 一つ、文化芸術の振興
- 一つ、豊かなスポーツライフの振興
- 一つ、業務推進の基本姿勢

以上が、大きな柱立てとして示された項目でありました。その中で、「学校教育の充実」では、児童生徒の学力向上、キャリア教育の充実、豊かな心を育む教育の推進、健やかな体を育む教育の推進、特別支援教育の充実、家庭・地域との協働による学校経営の推進、学校施設の整備の7項目が示されました。

昨年度も具体的な数値目標について紹介いたしましたが、平成30年度までの岩手の総合計画第3期アクションプランでは、具体的な数値目標として、小学5年生と中学2年生に実施している岩手県小中学校学習定着度状況調査における「授業の内容が分かる」と回答する児童生徒の割合を、平成26年度で69%であったものを平成30年度までには73%を目標として、取り組みますとの具体的な数値が示されています。北上市においては、

平成28年10月に実施した「平成28年度岩手県小中学校学習定着度状況調査」をさらに分析し、課題解決に取り組んでまいりたいと思います。

今後、県教委の教育行政施策の具体的な内容について、明らかになってくるものと思いますので、詳細について分析し、北上市教育委員会施策に活かしてまいりたいと思います。

事務報告は、以上であります。

教 育 長 ただいまの報告について、御質問がございましたならお願ひします。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 それでは日程第3議事に入ります。

初めに、議案第3号平成29年度教育行政施策の基本方針について、議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。

総務課長

総 務 課 長 ただいま上程になりました議案第3号「平成29年度教育行政施策の基本方針について」提案理由を申し上げます。北上市教育振興基本計画の基本目標、および基本方向に基づき平成29年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。内容につきましては、教育振興基本計画の定める5つの基本方針に基づいて施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提案されました議案第3号について、御質問等がありましたらお願ひします。その前に、総務課長から補足説明をしていただきます。

総 務 課 長 それでは、私の方で御説明をさせていただきます。先週御協議頂いた上で直したものを、一旦メールでお送りしましたが、それから、更に直しをかけたものを今日お配りしております。赤書きのものが入っていますので、そちらの方を御覧になっていただきたいと思います。今年度と大きく変わったところと、前回の協議を説明した後に変わったところについて進めさせて

いただきます。

1 ページの前文のところですが、前年度は、国体の取り組みについて書いてありましたが、終わりました、よく「国体のレガシー」というふうな言葉も言われています。それについて少し触れた方がいいのではないかということで、子ども達に関わっている部分で、感謝する気持ちや思いやりの心を、レガシーという位置づけで受け止めようということでつけ加えています。

それから、2 ページです。第1の子育て関係ですが、2番目の「子育て家庭への支援」ということで、「子育て応援プロジェクト」について記載しております。ここには、書いていませんが保育料の軽減や住宅取得の支援等ということです。それからその下、3番の「地域における子育て支援の推進」ということで、地域の子育て支援活動について、記載が足りなかったかなということで、あらためて赤書きの部分を追加させていただいています。

それから、4 ページの上の方です。赤では書いていませんが、道徳について平成30年度から「特別の教科」ということで位置づけ、始まるということです。それに向けて準備に取り組んだということで説明をしています。

4 ページの一番下です。特別支援学校の分教室が南小学校と中学校に開設になるということで、それについてとそれに関わっての「専門性を生かした支援の充実を図っていきたい」という記載をしています。

それから、5 ページの3番の「学校、家庭、地域との連携による教育の充実」の一番下の方、奨学金についてです。来年度から新たに、定住化を目的とした奨学金の減免制度を始めるということについて追加しています。表記について、前回お送りした資料から少し変えているところがあります。

それから、7 ページです。学習関係のところですが、7 ページの上の方の「遊・YOU学園祭&ワン・ワールド・フェスタ」のところですが、これは前回ご意見いただいたところですので、「国際都市推進きたかみ市民会議」については、消させていただきました。

それから、8 ページですが、社会教育の施設関係です。博物館については、大規模なリニューアルをやった。それに対して関心を高めていくということ新たに今年度記載しているものでございます。それから、利根山光人ですが、最初の議案では

開館20周年を記念する企画展をやるということで書いてありましたが、企画展ではなくて、公募展をということでした。ここは、訂正しています。それから、8ページのスポーツ関係です。従来、教育委員会の所管で残っている学校開放についての記載について書いていましたし、今年度、前年度から国体の取り組みということでしたので、国体については、市長部局の所管ではありましたが、子ども達と大きく関わりがありますので、あえて項目を設けて作りましたが、その記載については、削ったものであります。ただ、1番と2番については、市長部局の委任事項ではありますが、特に子ども達の関わりが強い分についてはあらためて記載したものです。

それから9ページ、第5の「芸術文化」のところです。1番の「芸術文化の活動」については市長部局の所管でございますが、「おかあさんの詩全国コンクール」とか、「詩歌文学館」については社会教育施設の管理運営の方に載せていますので、教育振興基本計画に沿ってこちらの方に記載しています。以上です。

教 育 長 ありがとうございます。みなさん協議会で、いろいろとご指摘をいただきまして、ありがとうございます。可能な限り、御意見を取り上げて加除・修正したところでした。なお、御意見等もしあればお伺いしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第4協議に入ります。

初めに、協議第1号北上市立保育所条例の一部を改正する条例についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 関連がありますので、1号、2号まとめてよろしいですか。

教 育 長 それでは、協議題第2号北上市立保育所規則の一部を改正する規則についても併せて協議したいと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長 ただいま上程にありました協議第1号北上市立保育所条例の一部を改正する条例についての協議を申し上げます。

北上市立飯豊保育園の民営化による廃止に伴い、当該保育園の規定を削除しようとするものです。施行日は、平成29年4月1日からとするものであります。以上よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして協議第2号北上市立保育所規則の一部を改正する規則について協議を申し上げます。

北上市立飯豊保育園の民営化による廃止に伴い、当該保育園の規定を削除し、また、これまで、原則8時間としていた保育時間について、子ども子育て支援法施行規則により、保育必要量認定を1日あたり、11時間または8時間の2区分に分けて行うことと定められたことから、削除しようというものであります。施行日は平成29年4月1日からとするものであります。以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 協議題第1号北上市立保育所条例の一部を改正する条例について及び協議題第2号北上市立保育所規則の一部を改正する規則について、御質問等を受けたいと思います。その前に、課長から説明の補足をいたします。

子育て支援課長 条例、規則共に飯豊保育園の部分を今度は、北上市立ではなくなるので、この分を削除するというのは、その通りです。規則の方で、もう一つ。開所時間のところの規定を変えるということです。国の定める最低基準というのが今もあります。そこでは「保育時間原則8時間とする」というふうに規定がございますので、今までそういうふうに記述してきました。平成27年4月からの子ども子育て支援新制度以降もその原則のところは変わってはいないのですが、実際のところ、新しい制度になって「あなたは11時間の保育です」「あなたは8時間の保育です」

というようなところを事前にもう認定という形で決めるようになりました。一律8時間の保育時間だというものでもなくなったということがありましたので、あえて保育規則の方で保育時間を定義しないで、ここの分については削除してしまうということで、今回改正しようとするものです。このように保育時間を規則で協議しないというのは、近辺の市町村でもあります。盛岡市なども、記載していないというところころがあります。そういう事で、今回ここを削除したものです。以上です。

教 育 長 それでは協議題第1号と第2号の説明をいただきましたので、御質問等がございましたならば、お願いいたします。いかがでしょうか。

高橋きぬ代委員 質問ですが、第2号の最初の表については、横川目保育園が入っていないのですが、次の保育時間の表の方では、横川目保育園が入っています。これは、省略しているということですか。

子育て支援課長 これは、そもそもの条例で規則の表の切り方とかがありまして、その時にどこを改正する場合はここまで書くとかいう事があります。これは、下まで条例の方も横川目保育園とかも当然定義となっていますし、これは、法規を変える時のルールに従ってこういう表現になっています。

教 育 長 [略]というところに含まれて書いてあるということですね。はい、ありがとうございます。そのほか、御質問を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 それでは協議題第1号北上市立保育所条例の一部を改正する条例について及び協議題第2号北上市立保育所規則の一部を改正する規則について原案の通り御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

御異議なしと認めます。

教 育 長 次に、協議題第3号北上市学童保育所条例についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
子育て支援課長

子育て支援課長 ただいま、上程にありました協議第3号北上市学童保育所条例について協議理由を申し上げます。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊び、および生活の場を与える放課後児童健全育成事業を行うことにより、児童の健全な育成を図るため、北上市学童保育所を設置しようとするものです。施行日は、平成29年5月1日からとします。以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま、提示されました協議第3号について、御質問等がありましたらお願いします。

それでは課長から、補足の説明をしていただきます。

子育て支援課 学童保育所ですが、いま市内では全小学校区、場所によっては分割になっていますので、29のクラブということで運営しております。これまで学童保育所というのは法的に曖昧な施設でした。市町村が、必ずやらなければならないというような規定も特になく、市町村は利用の促進に努めなさいというような法の規定でした。それが、平成27年4月から子ども子育て支援の新しい制度によって学童保育園は市町村のやる事業ですとなりました。やり方は、市が直接やっても、民間さんがやっても、そこは特段のきまりがないのですが、そもそもの事業としては、市がやる事業ですというふうに規定されました。このことを受けて、今般、黒沢尻北学童保育所を建て直しているわけですが、今回の推移としましては、新しい制度になって、今回建てている建物については、市がしっかり学童保育の事業を行うために建てた施設ですということを条例でしっかり規定していくという方針で、今回、黒沢尻北の部分だけ載せたものです。では、そのほかのクラブについてはどうしているのかということがありますが、その他の施設、市が建てたものがほとんどではあるものの、運営している方が自分で所有している建物、運営している父母会が自分たちで民間から借り上げているもの、小学校

の一部、保育園の一部を使っている。あるいは、地区交流センターから借りている。そういう建物の種類として、色々あります。もっと複雑なのは、例えば黒西小学校の場合、市が建てた専用の建物と学校の一部の教室を使っているというところがありまして、そういうものを全部、今の段階で条例の中に入れ込んでしまうというのは、整理がつきませんので、そこについては、追々整理をつけた段階でこの条例に足していくということで、今回は、黒沢尻北学童保育所部分のみを条例で規定するというものです。今回、この学童保育所の完成が4月末、20日頃を予定しています。新しい学童保育所での保育開始は5月からということですので、施行日を5月1日としたものです。以上です。

教 育 長 ただいま提出されました協議第3号について、御質問等がありましたらお願いします。

高橋きぬ代委員 学童保育所条例については、設置と名称および位置以外も、項目の条例というのは学童保育所については、今のところないのですか。

子育て支援課長 今回、協議申し上げているのは条例の部分だけですが、これに伴う規則、そして事業の実施要項というものを、3月までに定めていきます。規則の中では、開所する日、休みの日、時間、こういうものだけですが定義していく、実施要項では、どういう事業をするのか、誰がするのかというようなところを定めていきます。したがって、条例については、建物の設置だけの規定としています。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 協議第3号について、原案のとおりには御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

教 育 長 御異議なしと認めます。

次に、協議第4号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則についてを協議題といたします。

協議案の朗読を省略して直ちに協議理由の説明を求めます。
学校教育課長

学校教育課長 ただいま上程になりました協議第4号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について協議理由を申し上げます。経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費等の援助を行う就学援助事業について、準要保護者の認定基準の見直しをするものであります。この内容であります。算定に用いる生活保護基準が平成25年度から段階的に引き下げになりましたが、準要保護者の認定基準を維持するため、経過措置として引き下げ前の基準をこれまで適用してまいりました。しかしながら、段階的な引き下げが平成27年度に終了し、また、平成29年度からの消費税の改定が見送られたことから、これまでの経過措置を終了し、平成29年度からは引き下げ後の生活保護基準を適用するものであります。なお、これに併せて現行の認定基準の維持が図られるよう係数の引き上げをするものであります。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教 育 長 ただいま提出されました協議第4号について、御質問等がありましたらお願いします。
補足の資料もあるようですので、補足説明を求めたいと思います。

学校教育課長 若干補足させていただきます。毎年、25年度からの旧基準を、改めたいということを中心に説明しました。当初は、支援を拡大するという意味で、1.2から1.3にしたいと考えていましたが、今回提示したとおり新基準×1.4ということに改正します。実は、旧基準の方がより支援を出来る内容だったので、1.2でも他市町村と比べて支援の割合は、ある程度維持できましたが、新基準にすると幅が狭まりますので、現状維持より若干でも支援を多くするため、係数を1.4にしたということです。1.4にしても小中合わせて10名程度の支援の拡大で、私たちとすれば、次年度以降も係数について検討していくということをお伝えしたいと思います。具体的にモデルケースの目安ですが、旧基準×1.2と、新基準×1.4というところで比較していただければ、今回実質支援を拡げるという部分が若干上回っているというこ

とを、この資料から読み取っていただければと思います。以上です。

教 育 長 御質問を受けたいと思います。率直なところで、理解をいただいた方がよろしいと思いますので、御質問があれば受けたいと思います。いかがですか。

高橋善郎委員 現在は、新基準でやっているのですか。

学校教育課長 現在は、旧基準で1.2の係数です。

高橋善郎委員 平成25年7月31日の時が旧基準で、現在も、この1.2で

学校教育課長 はい。今年度まで

高橋善郎委員 平成28年度終了まではそれでやって、29年度のスタートからは変えたいということですね
新基準×1.4ですね

学校教育課長 はい、1.4です。

高橋善郎委員 下の表の1.4のところですよ。

高橋きぬ代委員 対象が増えるということですよ。金額は増えるのですか。

学校教育課長 支給対象者が増えます
ただ、遠足とか修学旅行費などの、何百円というところは、国の基準に合わせてもやります。

教 育 長 1.5にすると、市の方で持ち出しがさらに280万ですか、多くかかります。それを96万円でおさめるという案ですね。また、裏の方では、現在は旧基準の1.2倍というところで対象者を決めています。そうすると、年収が315万、片親だと296万6千円。そこがひとつの基準になっていました。それを1.4倍にすると324万8千円というところで切れる。だから、少し保障は膨らんでいくということですね。なお、他市の例を見ると、近隣の状況というのが下の方になります。他市では、1.3倍という線で29

年度「変更なし」、一関市は「未定」になっていますので、北上市は準要保護の家庭は、より救われる制度になります。どうぞ他市の方々に皆さんアピールをしてあげてください。

と言うことですが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 協議第4号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」、原案のとおりに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

教 育 長 御異議なしと認めます。
以上で本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時42分)